

かみいち総合病院
総合情報システムネットワーク
更新要求仕様書

令和4年4月
かみいち総合病院

目次

第1章	件名	1
第2章	概要	1
第3章	調達概要	1
3.1	調達の範囲	1
3.2	契約期間	1
3.3	応札における基本事項	1
3.4	納入場所	1
3.5	成果物	1
3.6	納入等計画書詳細	3
第4章	前提条件	3
4.1	調達条件	3
4.2	作業条件	3
第5章	ハードウェア要件	4
5.1	基本事項	4
5.2	通信機器要件	5
5.3	サーバ室無停電電源装置（以下「UPS」という。）	10
第6章	ネットワーク構築要件	10
第7章	構築役務	10
7.1	プロジェクト管理業務	10
7.2	設計・構築業務	11
7.3	機器搬入及び設置業務	11
7.4	配線工事	11
7.5	撤去・廃棄作業	11
8.6	その他	11
第8章	運用保守	12
8.1	システム運用管理業務	12
8.2	障害対応業務	13
8.3	月次報告	13
8.4	ハードウェア保守	13
第9章	受注者に求める要件	14
9.1	実務能力	14
9.2	業務の再委託	14
9.3	機密保持	14
9.4	情報セキュリティに関する受注者の責任	15

第1章 件名

かみいち総合病院総合情報システムネットワーク更新事業

第2章 概要

かみいち総合病院（以下「当院」という）において、平成27年医療情報系ネットワークを整備したが、ネットワーク機器の老朽化のため、機器故障の懸念がある。ネットワークが使用できなければ全システム使用不可能となり病院運営が困難になる。

本仕様書は、当院の医療情報ネットワークの更新を行うために必要となる調達・構築内容の要求仕様を記載したものである。本趣旨を十分に理解し、当該業務の遂行に不可欠な機能については、本仕様書に記載がない場合であっても実装し、利用可能な状態で提供すること。

第3章 調達概要

3.1 調達の範囲

本調達における調達の範囲を以下に示す。

- ① ネットワークシステム整備（以下「本調達システム」という）に係るすべての役務

3.2 応札における基本事項

本仕様書は、最低限必要と思われる要求仕様を記載したものである。本調達の趣旨を十分に理解し、本調達システムを利用して行う業務の遂行に不可欠となる物品、機能及び役務については、本仕様書に記載がない場合であっても、受注者が本調達の範囲として提供するものとする。また、本調達システム構築のため、既存システムベンダーが実施する役務費用についても、総価に含むこと。

3.3 納入場所

〒930-0391 富山県中新川郡上市町法音寺51番地 かみいち総合病院

3.4 成果物

- ① 本調達システムの操作、運用、管理等に必要なマニュアル及び成果物は、当院による内容の承認を受けた後に、納入場所に納品すること。
- ② 表 3.5.1 に指定する成果物を紙及び成果物の電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R や DVD-R 等）により納品すること。（表 3.5.1 は本調達で作成されると想定されるものを記載している。その他に作成される成果物があれば併せて納品すること。）
- ③ 納入部数については、紙媒体1部、電子媒体を1部とする。

- ④ 紙媒体について、用紙サイズは日本工業規格A4版を原則とするが、図表については必要に応じてA3版を縦書き、横書きを使用可能とする。また、修正時の差替が可能なバイнда方式で製本すること。

表 3.4.1 主な成果物

項番	工程	内容	成果物
1	プロジェクト管理	・定例会開催、内部連携、監督	<ul style="list-style-type: none"> ・ WBS ・ 課題管理表 ・ 議事録
2	工程、スケジュール管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケジュール作成・管理 ・ 切替詳細スケジュール作成・管理 ・ WBS(作業項目管理表)作成・管理 ・ 課題管理 	
4	調査・打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様打合せ ・ 定例会報告資料作成、定例会実施 	
5	要件定義	・システムの機能要件、可用性要件、移行要件、運用要件等	
6	基本設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物理設計 ・ ネットワーク設計 ・ 冗長化 	
7	詳細設計	・ HW、SW	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細設計書 (パラメーターシート、 IP アドレス設定、ポート管理表、機器コンフィグ設定等)
8	試験	・ 通信機器の動作確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単体試験結果報告書 (構築時) ・ ネットワーク動作試験結果報告書 (機器更新時)
9	説明書等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器付属ドキュメント器説明書

10	本調達関連資料		・施工写真（施工前・施工中・施工後）
11	構築作業完了報告		・構築作業完了報告書

3.5 納入等計画書詳細

受注者は、契約締結後速やかに以下について担当職員に提出し、承認を得ること。

- ① スケジュール
役務等の全体工程を記したスケジュール
- ② 体制
参画する受注者の担当者等とその役割を示す体制図など
- ③ 推進計画
コミュニケーション方法、進捗報告等の確認方法など

第4章 前提条件

4.1 調達条件

別紙「ネットワーク物理構成図」に現行の機器設置情報や、本調達のリプレース対象機器及び想定ポート数や台数を記載している。資料は実際の状況とは異なる可能性もあり、差異については現状を優先することとなるので、本資料を参考にしながら現地確認を行い、最適な構成で調達すること。現場確認不足による製品の選定ミス及び台数不足等が生じた場合であっても、受注者の責任により整備を行うこと。

4.2 作業条件

- ① 現行システムで使用している機器（通信機器・UPS）を設置場所から撤去すること。作業にあたっては事前に当院と作業内容及び日程・時間を調整し、計画的に行うこと。撤去した機器は当院指定場所まで移動すること。撤去する際には、機器紛失及び情報漏洩事故が生じないように実施すること。
- ② 本調達にて開梱に伴う廃棄物（梱包材等）が発生する場合は、受注者が処分すること。
- ③ 本調達のうち、当院に設置する設備については、当院の資産とする。
- ④ 受注者の責任分界点は原則として本調達に関することに限定するが、各システムの通信等に不具合が生じた場合は、これを管理するベンダーと協力し、障害切り分け等を実施し、当院業務の復旧に努めること。
- ⑤ 本調達の利用目的を十分に理解し、当院の適切な業務運用を可能とすること。

第5章 ハードウェア要件

- ネットワーク機器の名称の定義
 - ▶ センタースイッチ
1階階電算室（以下「電算室」という。）に設置し、サーバースイッチやフロアスイッチ等を収容するスイッチ。
 - ▶ サーバースイッチ
電算室に設置し、サーバーを収容するスイッチ。
 - ▶ 病棟スイッチ
2階 EPS に設置し、病棟のエッジスイッチを収容するスイッチ
 - ▶ フロアスイッチ
各フロアの EPS 等に設置し、エッジスイッチや情報コンセントを収容するスイッチ。
 - ▶ エッジスイッチ
情報コンセントやコンピューター、プリンター等のネットワーク機器を収容するスイッチ。
 - ▶ 無線アクセスポイント
必要な箇所のフロアに設置しており（別紙「ネットワーク物理構成図」参照）、医療情報系ネットワークに属しているコンピューターを無線接続するためのアクセスポイント

5.1 基本事項

- ① 本業務における更新対象機器を表 5.1 に指定する。
- ② 本章に掲げる要件の機器の他、本調達の役務の遂行に必要な機器や備品等を全て納品すること（受注者側施設に設置する機器を除く）。
- ③ 機器については、主要な要件以外は記載しないが、本調達の目的と本仕様書の各章について十分に理解し、ネットワーク構築及び運用に支障を来さない機種を選定すること。また、当該機器に使用する備品等も全て納品すること。
- ④ 納品する物品は全て最新式の新品とする。
- ⑤ コアスイッチについては、機器の単一障害による通信遮断が生じない設計（スタック構成を想定）とすること。
- ⑥ コアスイッチーフロアスイッチ間及びコアスイッチーサーバスイッチ間においては、リンクアグリゲーションで冗長リンクとすること。
- ⑦ 同一の用途に使用する機器は、メーカーを統一すること。
- ⑧ フロアスイッチ、エッジスイッチ、SFP モジュールは、予備機器を 1 台ずつ用意すること。
- ⑨ 無線アクセスポイントは予備機器を 3 台用意すること

表 5.1 更新対象機器

機器	数
センタースイッチ	2 台
サーバスイッチ	2 台
フロアスイッチ	7 台
エッジスイッチ (非 PoE)	15 台
エッジスイッチ (PoE)	6 台
無線 AP	17 台
無線 LAN コントローラ	2 台
メディアコンバータ	6 台

5.2 通信機器要件

現行のネットワークケーブルはカテゴリ 5 e である。本調達では既存配線を流用することとするので、次の(1)～(7)のインターフェースに留意すること。また、1 ケーブルの伝送速度は Gigabit 以上であること。

構築時に軽微な変更が生じることは十分に考えられるので、設定作業等は柔軟に対応すること。

(1) 【コアスイッチ】

- ① 10/100/1000Base-T (RJ45) ポートを 24 ポート以上有すること。
- ② SFP ポートを 4 ポート以上有すること。
- ③ 128Gbps 以上のスイッチング容量であること。
- ④ 95.23 Mpps 以上のパケット転送能力を有すること。
- ⑤ ポートミラーリング機能を有し、複数のポートトラフィックを 1 つのミラーポートで確認可能であること。
- ⑥ スタック構成機能を有し、スタック構成時最大 80Gbps 以上のスタック帯域幅であること。
- ⑦ 本装置は 2 台以上で冗長性構成とすること。
- ⑧ 電源装置は冗長性構成とすること。
- ⑨ 利用可能な VLAN ID は 4,000 以上であること。
- ⑩ 利用可能な VLAN 数は 1024 以上であること。
- ⑪ IEEE 802.1Q に準拠した VLAN タグ機能を有すること。
- ⑫ PVRST+をサポートすること。
- ⑬ IEEE 802.3ad リンクアグリケーション技術に準拠していること。
- ⑭ IP ルーティング・プロトコルとして Static、RIP ver. 1、および ver. 2 OSPF ver. 2 機能があること。

- ⑮ CDPをサポートすること。
- ⑯ SNMP エージェント機能を有し、SNMP マネージャーから MIB、及び MIB II で規定される情報を搾取できる機能を有すること。
- ⑰ SNMP プロトコルは SNTPv1/v2/v3 に対応していること。
- ⑱ コンソールポートを有し、Telnet によるリモートコンソール機能を有すること。
- ⑲ 設定情報をテキスト形式で保存可能であること。
- ⑳ NTP または、SNTP クライアント機能を有すること。
- ㉑ ブロードキャストストリーム制御機能を有すること。
- ㉒ SYSLOG 機能を有すること。
- ㉓ 停電及び復電時に本装置の操作を必要としないことまた、復電から運用状態に自動的に回復すること。
- ㉔ 19 インチラックに 1 U 以内でマウント可能であること。
- ㉕ 運用性を考慮し、基幹スイッチ、サーバースイッチ、病棟スイッチ、フロアスイッチは単一メーカーとすること

(2) 【サーバースイッチ】

- ① 10/100/1000Base-T (RJ45) ポートを 48 ポート以上有すること。
- ② SFP ポートを 4 ポート以上有すること。
- ③ ポートミラーリング機能を有し、複数のポートトラフィックを 1 つのミラーポートで確認可能であること。
- ④ 本装置は 2 台以上で冗長性構成とすること。
- ⑤ 802. 1x 認証機能、MAC 認証機能、WEB 認証機能を有すること。
- ⑥ 利用可能な VLAN ID は 4, 000 以上であること。
- ⑦ 利用可能な VLAN 数は 256 以上であること。
- ⑧ IEEE 802. 1Q に準拠した VLAN タグ機能を有すること。
- ⑨ PVRST+をサポートすること。
- ⑩ IEEE 802. 3ad リンクアグリケーション技術に準拠していること。
- ⑪ SNMP エージェント機能を有し、SNMP マネージャーから MIB、及び MIB II で規定される情報を搾取できる機能を有すること。
- ⑫ SNTP プロトコルは SNTPv1/v2/v3 に対応していること。
- ⑬ コンソールポートを有し、Telnet によるリモートコンソール機能を有すること。
- ⑭ 設定情報をテキスト形式で保存可能であること。
- ⑮ NTP または、SNTP クライアント機能を有すること。
- ⑯ ブロードキャストストリーム制御機能を有すること。
- ⑰ SYSLOG 機能を有すること。

- ⑱ 停電及び復電時に本装置の操作を必要としないことまた、復電から運用状態に自動的に回復すること。
- ⑲ 19 インチラックに 1 U 以内でマウント可能であること。

(3) 【フロアスイッチ】

- ① 10/100/1000Base-T (RJ45) ポートを 24 ポート以上有すること。
- ② SFP ポートを 4 ポート以上有すること。
- ③ ポートミラーリング機能を有し、複数のポートトラフィックを 1 つのミラーポートで確認可能であること。
- ④ 本装置は 2 台以上で冗長性構成とすること。
- ⑤ 802.1x 認証機能、MAC 認証機能、WEB 認証機能を有すること。
- ⑥ 利用可能な VLAN ID は 4,000 以上であること。
- ⑦ 利用可能な VLAN 数は 256 以上であること。
- ⑧ IEEE 802.1Q に準拠した VLAN タグ機能を有すること。
- ⑨ PVRST+をサポートすること。
- ⑩ IEEE 802.3ad リンクアグリケーション技術に準拠していること。
- ⑪ SNMP エージェント機能を有し、SNMP マネージャーから MIB、及び MIB II で規定される情報を搾取できる機能を有すること。
- ⑫ SNMP プロトコルは SNMPv1/v2/v3 に対応していること。
- ⑬ コンソールポートを有し、Telnet によるリモートコンソール機能を有すること。
- ⑭ 設定情報をテキスト形式で保存可能であること。
- ⑮ NTP または、SNTP クライアント機能を有すること。
- ⑯ ブロードキャストストリーム制御機能を有すること。
- ⑰ SYSLOG 機能を有すること。
- ⑱ 停電及び復電時に本装置の操作を必要としないことまた、復電から運用状態に自動的に回復すること。
- ⑲ 19 インチラックに 1 U 以内でマウント可能であること。

(4) 【無線アクセスポイント】

- ① IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax に対応していること。
- ② IEEE 802.11ac/ax 160MHz チャネルに対応していること。
- ③ IEEE 802.11i に準拠および WPA/WPA2 に対応していること。
- ④ 2.4GHz および 5GHz のワイヤレスネットワークの同時運用が可能であること。
- ⑤ 2.4GHz および 5GHz アンテナ以外に BLE ラジオを装備していること。
- ⑥ DRAM 2,048MB、Flash 1,024MB を搭載すること。

- ⑦ アップリンクとして、IEEE 802.3bz の 100/1000/2500 マルチギガビットイーサネット (RJ45) に対応していること。
- ⑧ 無線 LAN のアンテナは内蔵であること。
- ⑨ ームフォーミングに対応していること。
- ⑩ 802.11n 4x4 MIMO アンテナで 4 空間ストリームをサポート可能なこと。
- ⑪ 802.11ac/ax 4x4 MU-MIMO アンテナで 4 空間ストリームをサポート可能なこと。
- ⑫ 壁面や天井に設置された状態でも LED が確認でき、LED の色で稼働状態（ブートローダーステータス、アソシエーションステータス、オペレーティングステータス、ブートローダーワーニング、ブートローダーエラー）が判別できること。
- ⑬ 1本の 802.3at PoE+で給電時に、2.4GHz 帯で 4x4MIMO、5GHz 帯で 4x4MIMO が利用できること。
- ⑭ パワーインジェクターや PoE+など柔軟な電源環境に対応できる製品があること。
- ⑮ 以下の EAP に対応した認証が可能なこと。
 - I Extensible Authentication Protocol-Transport Layer Security (EAP-TLS)
 - II EAP-Tunneled TLS (TTLS) または Microsoft Challenge Handshake Authentication Protocol Version 2 (MSCHAPv2)
 - III Protected EAP (PEAP) v0 または EAP-MSCHAPv2
 - IV Extensible Authentication Protocol-Flexible Authentication via Secure Tunneling (EAP-FAST)
 - V PEAPv1 または EAP-Generic Token Card (GTC)
 - VI EAP-Subscriber Identity Module (SIM)
- ⑯ USB Interface を具備していること。
- ⑰ 無線 LAN コントローラ機能を内蔵していること。

(6) 【エッジスイッチ (PoE)】

- ① 19 インチラックマウント可能であり、1 RU 以下であること。
- ② 10/100/1000BASE-T のインターフェースを 24 ポート以上有すること。
- ③ MAC アドレス数は 16,000 以上に対応可能であること。
- ④ 装置単体で IEEE 802.1Q に準拠した 2,048 以上の VLAN を設定可能なこと。
- ⑤ VLAN の種類として、ポートベース VLAN、IEEE 802.1Q タグベース VLAN、IP サブネットベース VLAN、プロトコルベース VLAN、マルチプル VLAN、Voice VLAN の各 VLAN に対応可能なこと。
- ⑥ IEEE 802.1AX-2008 に準拠した Link Aggregation (static and dynamic) 機能を有すること。
- ⑦ IEEE 802.1D-2004 および IEEE 802.1Q-2005 準拠のスパニングツリー機能を

有すること。

- ⑩ ポートミラーリング、リモートミラーリング機能を有すること。
- ⑪ 特殊フレームの送受信によりループを検出する機能に対応し、ループを検出した場合には、ポートをリンクダウンさせるなど設定した動作を自動実行可能なこと。
- ⑫ ループを検知したポート LED の点滅と全てのポート LED の点滅を繰り返すことで、ループ検知を視覚的に知らせる機能を有すること。
- ⑬ Telnet (クライアント/サーバ) 機能および Secure Shell (クライアント/サーバ) 機能を有すること。
- ⑭ 時刻同期を行うために NTP クライアント機能を有すること。
- ⑮ SNMP エージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3 による管理が可能なこと。
- ⑯ Syslog サーバへログを転送できること。
- ⑰ 運用性を考慮し、端末スイッチ (8Port)、端末スイッチ (16Port)、端末スイッチ (24Port) は単一メーカーと同一シリーズすること。

(7) 【エッジスイッチ (非 PoE)】

- ① 19 インチラックマウント可能であり、1 RU 以下であること。
- ② 10/100/1000BASE-T のインターフェースを 24 ポート以上有すること。
- ③ 40Gbps 以上のスイッチング容量を有すること。
- ④ 14.88Mpps 以上の転送レートを有すること。
- ⑤ MAC アドレス数は 16,000 以上に対応可能であること。
- ⑥ 装置単体で IEEE 802.1Q に準拠した 2,048 以上の VLAN を設定可能なこと。
- ⑦ VLAN の種類として、ポートベース VLAN、IEEE 802.1Q タグベース VLAN、IP サブネットベース VLAN、プロトコルベース VLAN、マルチプル VLAN、Voice VLAN の各 VLAN に対応可能なこと。
- ⑧ IEEE 802.1AX-2008 に準拠した Link Aggregation (static and dynamic) 機能を有すること。
- ⑨ IEEE 802.1D-2004 および IEEE 802.1Q-2005 準拠のスパニングツリー機能を有すること。
- ⑩ ポートミラーリング、リモートミラーリング機能を有すること。
- ⑪ 特殊フレームの送受信によりループを検出する機能に対応し、ループを検出した場合には、ポートをリンクダウンさせるなど設定した動作を自動実行可能なこと。
- ⑫ ループを検知したポート LED の点滅と全てのポート LED の点滅を繰り返すことで、ループ検知を視覚的に知らせる機能を有すること。
- ⑬ Telnet (クライアント/サーバ) 機能および Secure Shell (クライアント/サーバ) 機能を有すること。

- ⑭ 時刻同期を行うために NTP クライアント機能を有すること。
- ⑮ SNMP エージェント機能を有し、SNMPv1/v2c/v3 による管理が可能なこと。
- ⑯ Syslog サーバへログを転送できること。
- ⑰ 運用性を考慮し、端末スイッチ（8Port）、端末スイッチ（16Port）、端末スイッチ（24Port）は単一メーカーと同一シリーズすること。

5.3 サーバ室無停電電源装置（以下「UPS」という。）

- ① 受注者がサーバ室に設置するコアスイッチ、サーバスイッチの瞬間的な停電を防止するため、無停電電源装置を設置すること。
- ② スイッチ等ネットワーク機器への停電時電力供給は、10分程度とする。
- ③ 入力電圧は、100V であること。
- ④ 入力周波数は、50/60 Hz +/- 3 Hz（オート・センシング）であること。
- ⑤ 入力形態は NEMA 5-15P であること。
- ⑥ 出力コネクタは NEMA 5-15R を 6 個以上有していること。
- ⑦ 出力電力容量は 1.2kW / 1.2kVA 以上であること。
- ⑧ 定格出力電圧は 100V であること。
- ⑨ 出力電圧歪率は 7%未満であること。
- ⑩ 運転方式はラインインタラクティブであること。
- ⑪ 出力周波数は、定格周波数 50Hz で 47～53 Hz、定格周波数 60Hz で 57～63Hz であること。
- ⑫ 19 インチラックに 2U 以内でマウント可能であること。

第6章 ネットワーク構築要件

受注者は、医療情報系ネットワークを構築すること。本ネットワークは、他ネットワークとの通信を行わせないこと。また、ネットワーク機器点数を削減するため、ネットワーク分離方法については、VLANとすること。

第7章 構築役務

本調達を目的を理解し、構築及び運用管理に必要な全ての業務を実施すること。本項では一般的に実施すると想定する業務を記載するが、この他に本調達の目的を実現するために必要な業務があれば実施すること。

7.1 プロジェクト管理業務

本調達における当院の目的を理解し、プロジェクト管理を行うこと。

7.2 設計・構築業務

- ① 現行システム及びネットワークの状況等を確認したうえで、要件定義、全体の概要設計、基本設計、詳細設計及び移行設計を行うこと。
- ② 「5.2.1～5.2.4」の機器等を適切に設定すること。
- ③ ネットワーク区分、システム毎、新旧ネットワークアドレス等別にネットワークの論理分割を実施し、必要に応じてVLAN タギングの設定を行うこと。
- ④ 機器の設置場所は、基本的に現状の設置場所へ機器を設置（入替）する。新規に設置する場合及び既存機器の設置場所への設置が難しい場所については、当院と協議のうえ場所を決定する。

7.3 機器搬入及び設置業務

- ① 当院へ納品する機器の搬入及び設置場所への設業務を実施すること。
- ② 院内ネットワークで各システムが稼働中であるため、搬入及び設置については、当院の診療業務に影響のない日時を協議の上決定する。受注者は、ネットワーク及びシステムへの影響が極力少なくなるよう考慮した上で、各作業の計画書を提出し、当院の承認を得てから作業等を実施すること。作業進捗・結果を日次報告すること。
- ③ エッジスイッチは、当院に確認の上設置すること。

7.4 配線工事

- ① 別紙「ネットワーク物理構成図」に記載の現行の幹線ケーブル（光ケーブル、メタルケーブル）は継続利用を想定している。ただし、通信が安定しない等のトラブルが発生した場合は、新規配線とすること。
- ② 配線するケーブルは適切な長さで作成すること。無意味に長い状態で放置しないこと。
- ③ 新たに配線、用意する全てのケーブルにタグを付けて管理すること。
- ④ 業務に支障をきたさないよう、停止時間が最小限となるように計画し、当院の許可を得てから実施すること。

7.5 撤去・廃棄作業

不要となる配線及び機器類を撤去し当院に確認の上、指定場所に運搬すること。

8.6 その他

- ① 電子カルテシステム等の構築時において、通信上の不具合が指摘又は疑われる場合はネットワーク調査を行い安定稼働が認められるまで対応すること。

- ② ①の作業は、場合によっては、休日又は夜間に行う場合もあり得ることに留意すること。
- ③ 本調達における役務については、当院で稼働する各システムと密接に関係することから、担当職員のみならず、現行システムベンダー、次期システムベンダーに対し誠意をもって協力すること。

第8章 運用保守

受注者は、本調達の導入目的を正しく理解し、24時間365日稼働する医療機関の特性を考慮して、下記保守期間においては当院の業務が正常に行えるよう、本調達システム環境を適切に運用、管理すること。

受注者が構築（既存機器に対して実施した設定を含む）した環境の運用をサポートするとともに、障害が発生した場合はこれを直ちに回復させ、当院の業務運用の質を低下させることのないよう、次に掲げる業務を行う。

- ① システム運用管理業務
- ② システム保守業務
- ③ 障害対応業務
- ④ ハードウェア保守

8.1 システム運用管理業務

(1) 業務体制

受注者は、本調達で構築した環境を適切に運用管理することとし、次の業務体制を整備・維持すること。

- ① 問い合わせ窓口の設置（問い合わせ先の一元化）
 - (ア) 受注者が納品した全ての製品や設定した機器のサポートを行うこと。
受注者において対応ができない場合でも一次受付として機能すること。
 - (イ) 当院及び当院の業務を委託している者からの問い合わせに対して適切・丁寧に対応すること。

② 対応時間

国民の祝日に関する法律に定める祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）等を除く月曜日から金曜日までの9時から17時30分まで。

※ 当該時間では、本調達システムの正常運用に必要となる一般的に行う運用管理業務のほか、当院からの問い合わせや依頼等の対応、故障等の対応を行う（(2)参照）。

(2) 主な運用管理内容

主たる業務を次に記載する。

- ① システム管理

- ・ 予期せぬ停電等により、通信機器が停止した場合は、緊急対応として直ちに当院へ赴き復旧作業を行うこと。

② 通信設定

部門システムの追加、システム運用の変更、通信機器の増設や入替等による軽微なネットワーク設定の変更（IP アドレス等の設定、セグメントの追加・削除・統合、VLAN 設定等のネットワークの設定変更そのものや変更に伴う監視システムの設定変更作業等）を行うこと。

③ 変更管理・リリース管理・構成管理

（ア）全ての変更・リリース・構成情報を一元管理すること。

（イ）構成管理の対象は、当該調達全てのハードウェア及びソフトウェアとするが、詳細は当院担当職員と別途協議の上で決定する。

④ 報告書

（ア）毎月、保守に関する報告書を提出すること。

（イ）運用上の変更（機器増設、設定値変更など）があった際には、「表 3.4.1 主な納品物」で納品した設計図書等（ネットワーク構成図など）を適宜更新し、当院担当者の承認を得て差し替えること。

8.2 障害対応業務

- ① 受注者は、保守契約期間において、受注者が構築した全てのシステム及び機器等（当院既存の機器を受注者が設定変更を行ったものを含む）に障害が生じた場合は、速やかに復旧作業を行うこと。
- ② ネットワーク障害（疑われる場合も含む）が生じた場合は、速やかに原因の調査を実施し、復旧に努めること。

8.3 月次報告

受注者が当月行った業務について月次報告書を作成し報告すること。

重大な障害等が無い月の報告書は、eメールでの提出でも構わない。重大な障害等があった場合は、当院において、担当職員に直接報告を都度行うこと。

8.4 ハードウェア保守

- ① 「6.2.1 ネットワーク機器」に記載した機器についてはモジュール含め、先出しセンドバック保守とする。
保守期間：6年間
- ② ハードウェア障害時は、予備機を用いて正常な状態へ回復させること。
- ③ 保守対象外の機器については、スポット修理（修理ができない物は購入する）により対応すること（費用別途請求）。

第9章 受注者に求める要件

本調達業務の遂行に必要な受注者の要件は以下の通りとする。

9.1 実務能力

- ① 受注者は、過去1年以内に、本調達と同等規模のネットワーク構築の実績を有していること
- ② 実施責任者は、作業を遂行するに十分な実務能力及び管理能力を有し、作業を統括する立場にある者とする。なお、実施責任者は業務終了まで継続して遂行すること。
- ③ 実施責任者を交代する場合は、その能力が同等以上の人物とすること。また、事前に担当職員の承認を得ること。
- ④ 実施責任者は下記資格を保有していること
 - ・ 情報処理技術者資格ネットワークスペシャリスト

9.2 業務の再委託

- ① 業務の一部を他社へ委託する場合は入札前に当院の許可を得ること。なお、入札価格の50%を超える業務委託はできないことに注意すること。
- ② 日本国外に開発拠点を置く事業者への委託は、情報セキュリティの観点から許容しない。
- ③ 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全ての管理責任を負うものとする。
- ④ 受注者は、当院が本調達の適正な履行の確保のために、再委託先の履行状況を確認する必要があると認める時は、当院にその状況を報告し、また当院が自ら確認することに協力するものとする。

9.3 機密保持

- ① 受注者は、本件業務に係る作業を実施するに当たり、当院から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示、又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ・ 当院から取得した時点で、既に公知であるもの
 - ・ 当院から取得後、受注者の責によらず公知となったもの
 - ・ 法令等に基づき開示されるもの
 - ・ 当院から秘密でないと指定されたもの
 - ・ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に当院に協議の上、承認を得たもの情報・データの持ち出し及び複製
- ② 受注者は、当院の許可なく、取り扱う情報・データ（紙媒体も含む）を指定された場所

から持ち出し、あるいは複製しないものとする。

- ③ 受注者は、当院の許可なく、外付けハードディスクやUSBメモリ等の外部メディアを使用しないこと。使用の必要性がある場合は、事前に当院へ管理方法や手続きを説明する文書をもって、説明の上、使用の許可を得ること。
- ④ 受注者は、本調達に係る作業に関与した受注者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- ⑤ 受注者は、本調達に係る検収後、受注者の事業所内部に保有されている本調達に係る当院に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消すると共に、当院から貸与されたものについては、検収後1週間以内に当院に返却するものとする。

9.4 情報セキュリティに関する受注者の責任

- ① 受注者は、当院の「情報セキュリティポリシー」及び厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.1版」、並びに経済産業省の「医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン」等、関係する法令や規定に従い、受注者組織全体のセキュリティを確保すること。
- ② 受注者は、当院から求められた本件業務の履行において、情報セキュリティを確保するための対策を整備すること。また、当院以外で作業を行う場合も、当院のセキュリティポリシーに従い、情報セキュリティを確保できる環境において行うこと。
- ③ 受注者は、当院からの求めがあった場合に、受注作業の実施場所に関する情報、受注業務の従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績等に関する情報を提供すること。
- ④ 受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について当院が改善を求めた場合には、当院と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- ⑤ 受注者は、本調達に係る作業を実施するすべての要員や関係者に対して、私物（関係者個人の所有物等、受注者管理外のもの指す。以下、同じ。）コンピューター及び私物記録媒体（USBメモリ等）に当院に関連する情報を保存することを禁止する。